

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2018年5月29日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード
1	<p>【1号機タービン建屋地下1階 電気マンホール内の残水水位の運転上の制限からの逸脱について(2017.7.5発生)】 1号機タービン建屋地下1階の滞留水残存箇所調査において、電気マンホール内に滞留している水の水位が、1号機タービン建屋近傍のサブドレン水位(No. 201)より高い位置にあることを確認したため、1号機タービン建屋の滞留水水位が運転上の制限から逸脱していると判断した。 なお、当該マンホールは、同タービン建屋内の孤立した場所にあり、マンホール内に滞留している水が外部に流出することはないと推定。 同日、当該マンホール内に溜まっている水をサブドレン水位以下まで汲み上げ、運転上の制限からの逸脱を復帰した。 (補足)当該事象は、事象発生時点で不適合として報告書を起票すべきであったが、未起票を確認したことから、不適合事象の管理のため、起票した。</p>	G I
2	<p>【不適合起票の未実施について】 項目番号1「1号機タービン建屋地下1階 電気マンホール内の残水水位の運転上の制限からの逸脱について(2017.7.5発生)」は、社内不適合関連マニュアル・ガイドの要求事項等に照らし合わせると、事象発生時点で不適合として報告書を起票すべきであったが、起票されていないことを確認した。 不適合事象の管理のため、報告書を起票した。</p>	G II
3	<p>【6号機非常用ガス処理系(A)ファン軸封部からのシール水の漏えいについて】 6号機非常用ガス処理系(A)の定例試験終了後にファン軸封部よりシール水の漏えいが発生。漏えいした水は受け容器で受けている。 今後、当該軸封部を修理予定。</p>	G III